

2017年 第1回勉強会 補助レジユメ

2017年2月14日（火）

第3火曜会（税務／鑑定 土地評価研究会）

（事務局  セイワ不動産鑑定(株) 内）

本日のアジェンダ

趣旨説明外

(18:30~)

- 目的／勉強会スケジュール
- メンバー紹介
- フィードバックメモの配布

グラドルール等の 確認

- グラドルール
- 非常口・トイレ・Q&A

勉強会

(20:00まで)

- ケースメソッド：『遺留分減殺請求訴訟の和解によって取得した土地持分の相続税の課税価格』について争われた事例
 - 関東国税不服審判所裁決事例 関裁（諸）平25第9号 H25.10.1裁決
- フィードバック

懇親会 (20:15~)

- 関内周辺

基本理念と目的

■ 基本理念

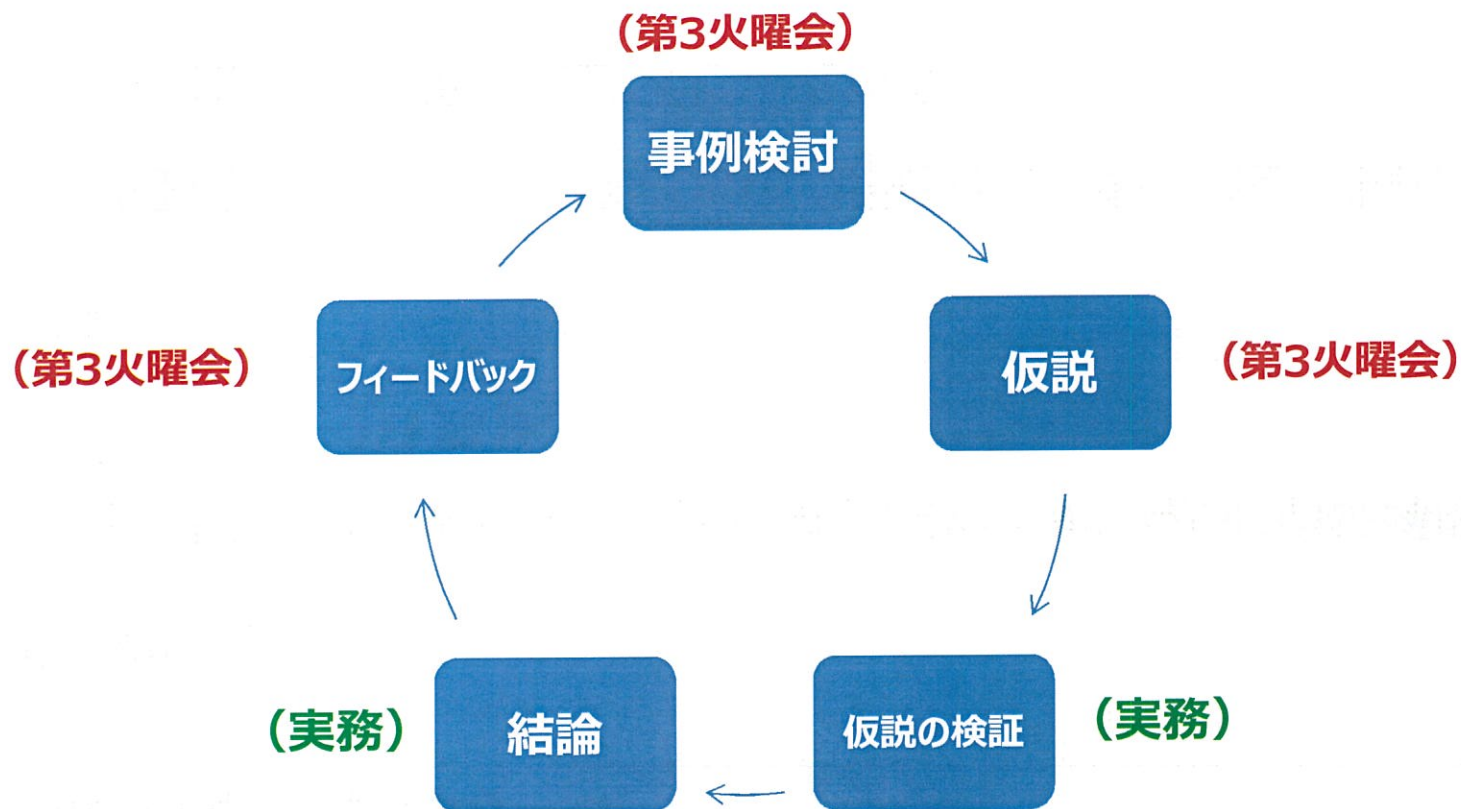
- 専門家として良質のサービスを提供し続けるために互いに切磋琢磨する

■ 目的

- **不動産**に関わるある事象について、税務的、法律的、鑑定評価的観点から検討し、実務に役立てるヒントを得る
- 職種や所属が異なる方々と意見交換を行うことにより、あらたな**“気付き”**を得てそれをビジネスに活かす

第3火曜会のコンセプト

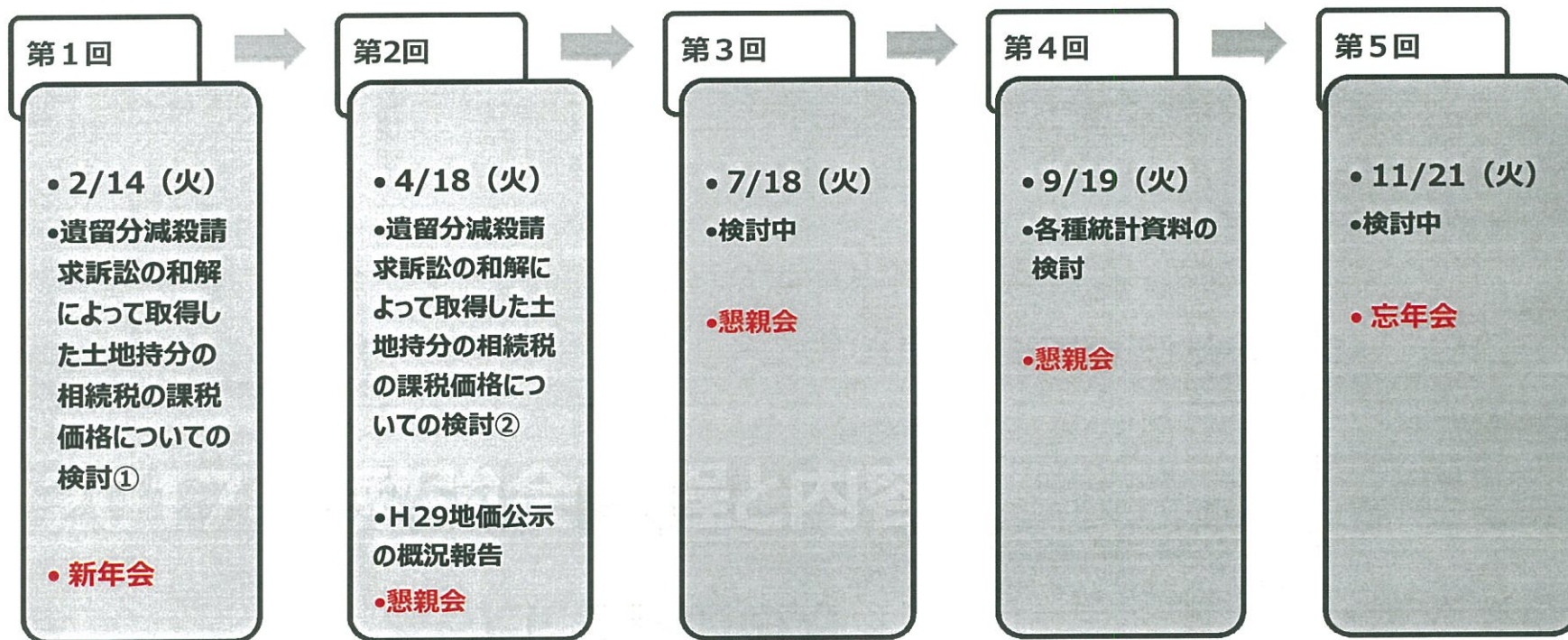
- ある事例を検討し、一つもしくは複数の仮説をたてる



メンバー紹介

- あらたにご参加の方
- メンバー紹介

2017年 勉強会日程と内容



※勉強会でとりあげるテーマのリクエストお待ちしております

※各回第3 (2月のみ第2) 火曜日を予定しています

※お知り合いの関係専門家をお誘いください

※内容は予告なく変更する場合がございますことを予めご了承ください

2017年「第3火曜会」の日程等

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
日 程	2/14 (火)	4/18 (火)	7/18 (火)	9/19 (火)	11/21 (火)
勉強会	18時30分～	18時30分～	18時30分～	18時30分～	18時15分～
懇親会	20時15分～ (新年会)	20時15分～	20時15分～	20時15分～	20時00分～ (忘年会)

※各回第3 (2月のみ第2) 火曜日です

グラントルール

- ✓ トイレ休憩などは各自適宜ご自由にどうぞ
- ✓ ケータイは禁止
- ✓ おやつは食べてもOK
- ✓ 他人の発言を尊重する（否定しない）
- ✓ 積極的な発言を歓迎します！
- ✓ SNSへの写真投稿はOK
- ✓ 参加者の意見は外部に持ち出さない

非常口・トイレ・Q&A

✓ 非常口

✓ トイレ

✓ Q&A

フィードバックが命です！

匿名でお一人1コ（特にご批判 歓迎です）以上

ご協力をお願いいたします

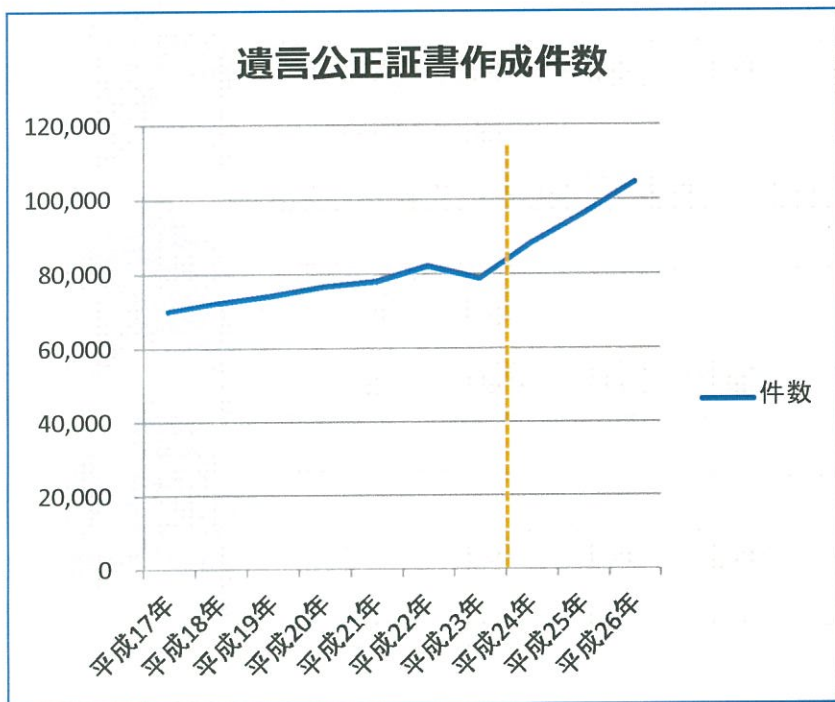
(目次)

0	• フィードバック用紙の配布
1	• このテーマをとりあげた理由 • ゴールと目的
2-4	• ケースメソッド『遺留分減殺請求訴訟の和解によって取得した土地持分の相続税の課税価格』について争われた事例 • 関東国税不服審判所裁決事例 関裁（諸）平25第9号 H25.10.1裁決
5	• まとめ
6	• フィードバック用紙の回収

1.0なぜこのテーマを選んだのか？

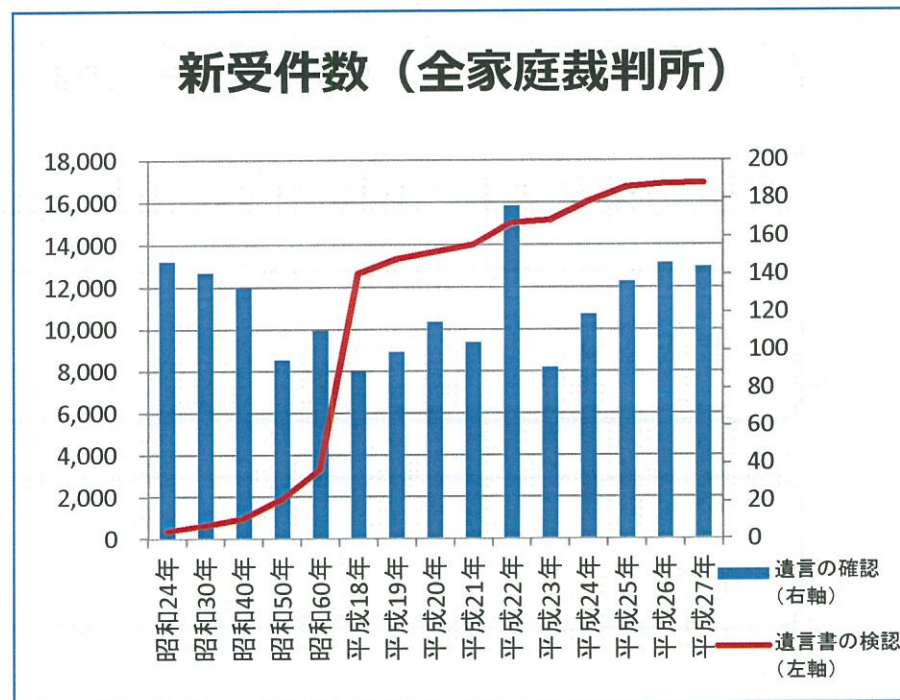
(背景)

遺言を作成する人の増加



(日本公証人連合会公表数値を基に作成)

遺言に関する審判事件(※)の増加



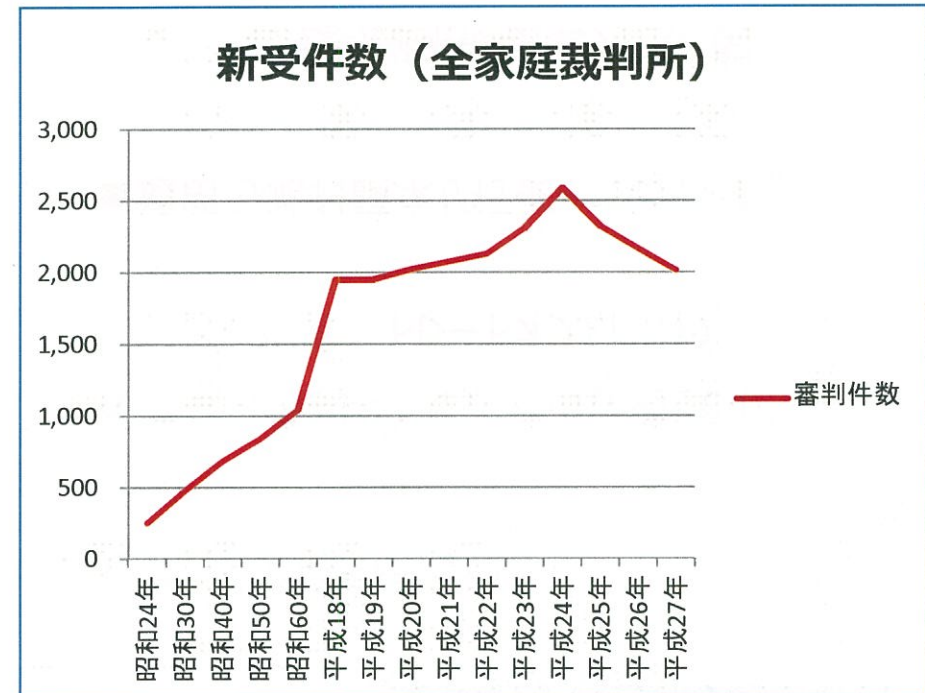
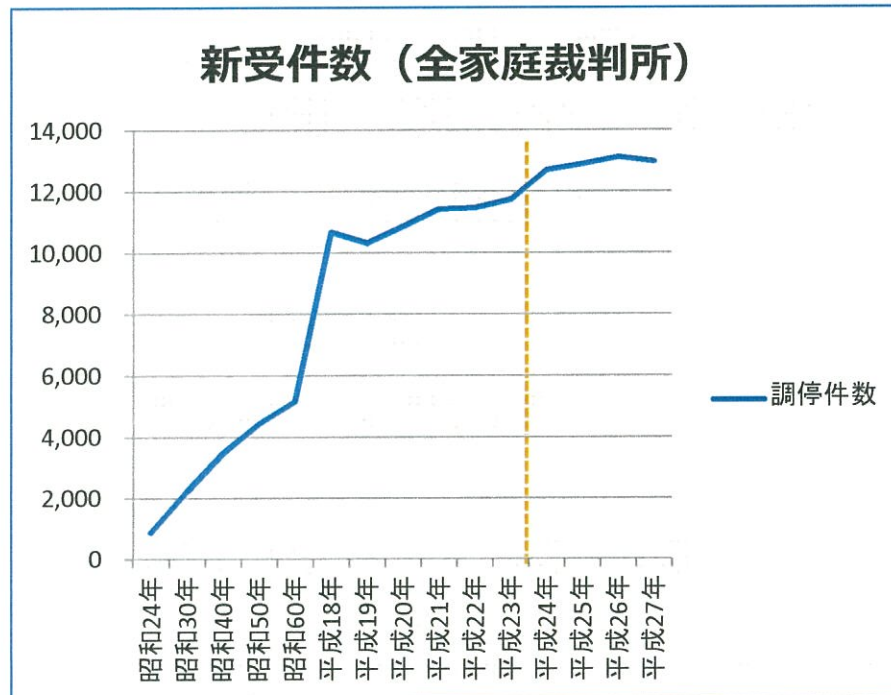
(※) 家事事件手続法別表第一掲載分
(司法統計公表数値を基に作成)

1.0なぜこのテーマを選んだのか？

1.0なぜこのテーマを？

(背景)

遺産分割事件(※)の増加



(※) 家事事件手続法別表第二の12項掲載分 (司法統計公表数値を基に作成)

1.1 今回のゴールと目的

➤ 法律等のフレームワークの整理

■ 遺留分減殺請求訴訟

- 民法等

■ 相続税の課税価格について

- 相続税法第22条（時価要請）
 - 相続税法基本通達
 - 11の2-9(代償分割が行われた場合の課税価格の計算)
 - 11の2-10（代償財産の価額）
 - 財産評価基本通達

➤ 実務上の注意点は何か

- 遺留分権利者と受遺者の立場とその影響の程度（トレードオフの関係）

- 遺留分減殺請求が行使され価額弁償がされた場合の遺留分権利者及び受遺者の課税価格の計算方法に関する規定がない

- 原則：相続開始の時を基準に課税価格が算定されるべき
- 例外：相続開始時における相続税評価額と口頭弁論終結時における価額が異なる場合はどうなるのか？

2.事案の概要

2.1概要

概要①

- i. 遺留分減殺請求に係る訴訟
- ii. 相続税の決定処分に係る審査請求（裁決）

概要②

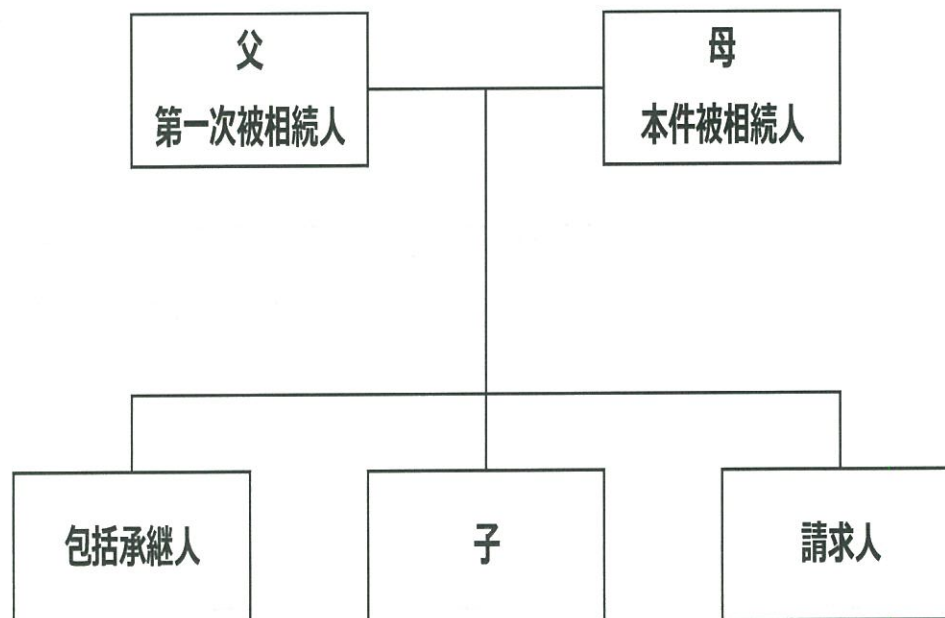
- 原処分庁
相続開始の日を基準に当該財産を「財産評価基本通達」の定めにより評価した価額をもって相続税法第35条「**更正及び決定の特則**」第3項の規定に基づく決定処分。
- 請求人
当該不動産の価額は「**相続税法基本通達**」11の2-10「**代償財産の価額**」**ただし書（2）**の定めにより計算した価額によるべきとして、決定処分のすべての取消しを求めた。

2.事案の概要

2.事案の概要

2.1概要

〈基礎事実（訴訟及び審査請求に至る経緯）〉



2.事案の概要

2.事案の概要

2.1概要

〈基礎事実（訴訟及び審査請求に至る経緯）〉

年月日	経緯
不詳	父が死亡し、相続開始（ 第一次相続 ）。相続人4名 本件被相続人（母）が第一次被相続人（父）の全財産を公正証書遺言により取得
不詳	母が死亡し、相続開始（ 本件相続 ）。相続人3名 本件包括承継人が本件被相続人（母）の全財産を公正証書遺言により取得
H16.10.5	第一次相続における請求人の遺留分が侵害されているとして、本件被相続人（母）の包括承継者たる本件包括承継人に対し、遺留分減殺請求※（ 第一次遺留分減殺請求 ）
H17.4.8	本件相続における請求人の遺留分が侵害されているとして、本件包括承継人に対し、遺留分減殺請求（ 本件遺留分減殺請求 ）
H17.8.17	請求人から本件包括承継人に対し、金員を請求（内容証明郵便） 本件包括承継人が金融機関から払い戻しを受けた本件被相続人名義の預貯金に係る、本件請求人の遺留分相当額（5,645,623円）と利子
H17.9.5	本件包括承継人から請求人に対し、5,645,623円を近日中に払う旨通知（内容証明郵便）…少しでも円満に解決する為とりあえず遺留分相当額を支払う旨

2.事案の概要

2.事案の概要

2.1概要

〈基礎事実（訴訟及び審査請求に至る経緯）〉

年月日	経緯
H17.9.13	本件包括承継人から請求人へ5,645,623円振込にて支払。
年月日不詳	本件各遺留分減殺請求に係る調停、不成立※
H20.12.26	本件各遺留分減殺請求に係る共有持分確認等訴訟を提起 請求人（原告）→本件包括承継人（被告）
年月日不詳	本件第一次和解（本件相続に係る遺留分に対する代償として、5,645,623円の支払い&本件各土地を譲渡）
H23.4.27	請求人及び包括承継人が期日指定の申し立てをそれぞれ行う。 請求人の申立書には「本件第一次和解は和解条項に不備があり、無効である」
年月日不詳	本件和解成立（本件各土地の譲渡を請求人が本件包括承継人から受けたことなどを内容とする和解が成立した）

2.事案の概要

2.事案の概要

2.1概要

〈基礎事実（訴訟及び審査請求に至る経緯）〉

年月日	経緯
H23.6.13	相続人…本件和解を受けて、本件相続に係る相続税の更正請求（相続税法第32条）
H24.1.11	原処分庁…本件包括承継者更正処分
H24.5.21	原処分庁…請求人に対し、本件相続税について、決定処分「本件各土地の持分3.06分の2.06の価額を本件相続の開始の時点における評価通達の定めに従い、評価した価額。（相続税法第35条第3項）」
H24.7.6	請求人…この処分を不服として異議申し立て※
H24.10.4	異議審理庁（税務署長or国税局長）…棄却の異議決定
H24.11.2	請求人…異議決定を経た後の原処分に不服があるとして、国税不服審判所に審査請求

2.事案の概要

2.1概要

(補足)

●遺留分減殺請求とは？

•意義

最低限度の相続財産を受ける権利（遺留分）を侵害された相続人が、遺留分減殺請求を行使することによって、その範囲内で相続財産を返せと要求できること

•手続

受遺者（又は受贈者）に対して、遺留分減殺請求を行う旨の意思表示

•鑑定評価

主に請求人（遺留分権利者）側から時価評価の依頼あり

請求人（遺留分権利者）…なるべく高く評価してほしい（↑）

包括承継人…なるべく低く評価してほしい（↓）

2.事案の概要

2.1概要

(補足)

●調停前置主義とは？

•意義

裁判の前に調停をしなくてはならない制度

•家事事件

✓特定調停事件（婚姻や認知、嫡出否認など）

✓一般調停事件（離婚、離縁など）

•民事事件 土地や建物の借賃増減請求

•何故調停前置？

✓望ましい争いの解決は訴えの背景にある人間関係の調整

✓裁判で黑白を決するよりも当事者同士の関係改善に有効

2. 事案の概要

2.1 概要

(補足)

●代償財産の価額の決定方法

- 原則： 相続開始の時ににおける金額（相続税基本通達11の2-10）
- 例外： 次に掲げる算式により計算した金額を相続開始の時ににおける金額とする
（相続税基本通達11の2-10但書）

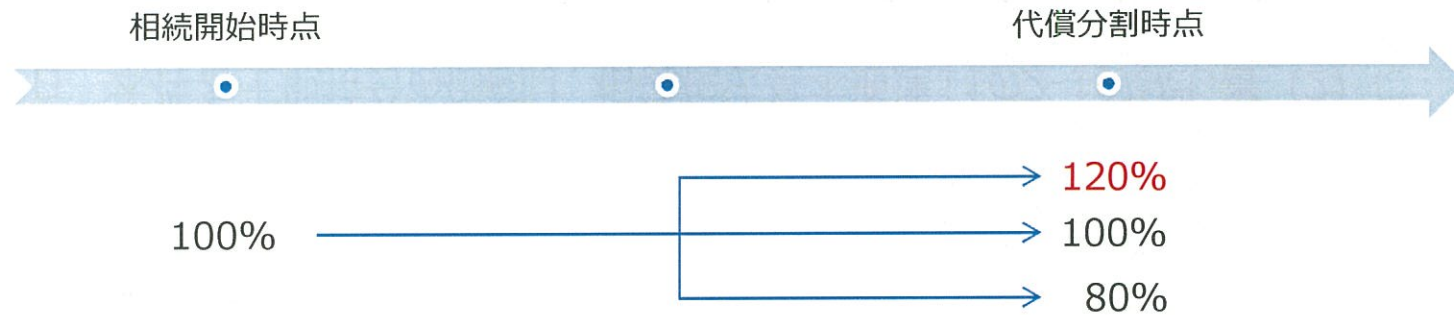
$$\begin{array}{r}
 \text{(A)代償債務の額} \quad \times \quad \frac{\text{(C)代償分割の対象となった財産の} \\
 \text{相続開始の時ににおける価額}}{\text{(B)代償債務の額の決定の基となった代償分割の対象となった財産の} \\
 \text{代償分割の時ににおける価額}} \\
 \text{(評価基本通達の定めにより評価した価額をいう)}
 \end{array}$$

2.事案の概要

2.事案の概要

2.1概要

(例) 不動産価格が上昇している場合



(相続開始時の金額)

(算式により計算した金額)

代償債務 (時価) 10,000千円

課税価格 (S V) 8,000千円

$$10,000千円 \times \frac{8,000千円}{12,000千円} \div 6,666千円 \quad (\text{圧縮効果})$$

2.事案の概要

2.1概要

(争点)

- イ 本件各土地持分は、**相続税法基本通達11の2-10**が適用される財産に該当するか？

- ロ 本件各土地持分の価額は、**相続税法基本通達11の2-10ただし書（2）**に定められた算式あるいは同様の調整計算を適用した金額とすべきか？

3.主張

3.主張

3.1双方の主張

争点	請求人の主張	原処分庁の主張	備考
争点イについて 本件各土地持分は、相続税法基本通達11の2-10が適用される財産に該当するか？ (代償財産か否か)	適用される。 「一切の財産を『相続される』遺言の執行により遺産は分割済みの財産となり、本件包括承継者が本件被相続人の全ての遺産を取得したことになるため。	適用はない。 本件各土地持分は、本件被相続人の遺産から、請求人が遺留分により取得すべき財産に代えて取得したものであるから。 土地持分を返還している →これは現物返還である。	

3.主張

3.1双方の主張

争点	請求人の主張	原処分庁の主張	備考
<p>争点ロについて 相続税法基本通達 11の2-10ただし書 (2)の適用?</p> <p>要件① 代償債務の額が、代償分割の対象となった財産が特定されているとき</p> <p>要件② 当該財産の代償分割の時に通常の取引価額を基として決定されているとき</p>	<p>適用し計算されるべき。</p> <p>本件各土地持分の価額は、相続税法基本通達11の2-10ただし書(2)に定められた算式を適用し計算されるべきである。</p>	<p>要件を満たしていないので適用はない。</p> <p>(理由)</p> <p>①の要件 本件訴訟及び本件和解に至る経緯においては、請求人と本件包括承継者との間で合意が形成された事実は認められない。</p> <p>→代償分割の対象となった財産が特定されていない。</p> <p>②の要件 不動産の評価額は、請求人と包括承継人の主張する額に基づき訴訟により試算</p> <p>→当該財産の代償分割の時に通常の取引価額を基として決定されていない。</p>	<p>(適用された場合の課税価格計算例)</p> <p>・計算式 $A \times (C/B)$</p> <p>●A：代償債務の額 24,800,000円 ●B：代償債務の額の決定の基となった代償分割の対象となった財産の代償分割の時ににおける価額 29,400,000円 ●C：代償分割の対象となった財産の相続開始の時ににおける価額（評価基本通達の定めにより評価した価額をいう。） C 本件においては不明（注） 相続税評価額は代償債務の額の80%程度でありさらに相続時から代償分割時まで不動産が10%程度値上がりしたことを仮定 21,000,000円程度 (29,400,000円×0.7≒21,000,000円)</p> <p>(あてはめ) 24,800,000円× 21,000,000円 / 29,400,000円 ≒ <u>17,700,000円</u></p>

4.判断

4.判断

4.1 (法令解釈等について)

(代償分割とは何か)

	現物分割	換価分割	代償分割
方法	不動産は長男、現金は次男など現物をそれぞれ相続する	不動産などの資産を全て現金に換金して相続する。	不動産などを特定の人が相続し他の相続人に対して相応の金銭を与える
メリット	分割がしやすい	全て現金化するので公平に分割ができる	会社や家を特定の人が継ぐ場合にスムーズ
デメリット	必ずしも公平にはならない。不動産の評価額によって不公平が生じる。不動産を共有とした場合管理が大変。	不動産を処分したくない人などがあると同意を得られず適用できない。不動産の場合早期売却しなければならないこととなり相場より安く売却しなければならないことがある。	不動産や会社の評価額によって、不公平が生じる。代償金を支払う人が一定の財産を持っていることが必要。

4.判断

4.判断

4.1法令解釈等について

(代償分割の具体例) ケース1

兄：1000万円の株式 弟：兄から500万円の現金

	現物の財産	代償財産	課税価格
弟（代償財産の交付を受けた者）	0円	+ 500万円	= 500万円
兄（代償財産の交付をした者）	株式1000万円	- 500万円	= 500万円

«相続税法基本通達11-2-9»

代償分割の方法により相続財産の全部又は一部の分割が行われた場合における法第11条の2第1項又は第2項の規定による相続税の課税価格の計算は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによるものとする。（平4課資2-231追加）

- (1) 代償財産の交付を受けた者 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額と交付を受けた代償財産の価額との合計額
- (2) 代償財産の交付をした者 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付をした代償財産の価額を控除した金額

4.判断

4.判断

4.1法令解釈等について

(代償分割の具体例) ケース2

兄：時価1000万円の不動産 弟：兄から500万円の現金

	現物の財産	代償財産	課税価格	
弟（代償財産の交付を受けた者）	0円	+ 500万円	= 500万円	不公平？
兄（代償財産の交付をした者）	時価1000万円 (S V 800万円)	- 500万円	= 300万円	

«相続税法基本通達11-2-9»

代償分割の方法により相続財産の全部又は一部の分割が行われた場合における法第11条の2第1項又は第2項の規定による相続税の課税価格の計算は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによるものとする。（平4課資2-231追加）

- (1) 代償財産の交付を受けた者 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額と交付を受けた代償財産の価額との合計額
- (2) 代償財産の交付をした者 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付をした代償財産の価額を控除した金額

4.判断

4.1法令解釈等について

(相続税法基本通達11の2-10ただし書について)

11の2-10 (代償財産の価額)

11の2-9の(1)及び(2)の代償財産の価額は、代償分割の対象となった財産(以下「代償対象財産」という。)を現物で取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して負担した債務(以下「代償債務」という。)の額の相続開始の時点における金額によるものとする。

ただし、次に掲げる場合に該当するときは、当該代償財産の価額はそれぞれ次に掲げるところによるものとする。

- (1) 共同相続人及び包括受遺者の全員の協議に基づいて代償財産の額を次の(2)に掲げる算式に準じて又は合理的と認められる方法によって計算して申告があった場合 当該申告があった金額
- (2) (1)以外の場合で、代償債務の額が、代償分割の対象となった財産が特定され、かつ、当該財産の代償分割の時における通常の取引価額を基として決定されているとき 次の算式により計算した金額

$$A \times (C / B)$$

A : 代償債務の額
 B : 代償債務の額の決定の基となった代償分割の対象となった財産の代償分割の時における価額
 C : 代償分割の対象となった財産の相続開始の時における価額 (評価基本通達の定めにより評価した価額をいう。)

4.判断

4.1法令解釈等について

(相続税法基本通達11の2-10 **通達制定の経緯**について)

(課税の公平性の観点)

(1) 本件通達制定 (H4.12.24) 以前 一定の場合に同様の取扱あった (土地価額**上昇**傾向)

A (交付された代償金) \times (C/B) \div 算定された代償金の価額

(C)**相続開始時**の相続税評価額 < (B)土地の**遺産分割時**の時価 (通常取引価額) の場合

\therefore 算定された代償金の価額 < 実際に交付された代償金の価額 (払い過ぎを調整)

(2) その後 (土地価額**下落**傾向)

A (交付された代償金) \times (C/B) \div 算定された代償金の価額

(C)**相続開始時**の相続税評価額 > (B)土地の**遺産分割時**の時価 (通常取引価額) 場合がある

\therefore 算定された代償金の価額 > 実際に交付された代償金の価額 (不足額を調整)

(3) 東京高裁 H16.2.10判決 (H16 (行コ) 第47号)

(未分割で法定申告期限内に相続税申告 \rightarrow 代償金高裁決定 \rightarrow **納税者** 更正の請求

\rightarrow **税務署** 通達11の2-10適用 更正処分 (代償金の価額 > 実際に交付された代償金額))

上記 (1) の要件を満たしていない場合にも、代償財産の価額は代償分割対象財産の価額を基に算定することが妥当である旨の判断がなされた。①国税不服審判所 H3.4.30裁決 ②前橋地裁 H4.4.28判決

4.判断

4.判断

4.1法令解釈等について

(通達11の2-10ただし書 適用例)

兄：時価1000万円の不動産 弟：兄から500万円の現金

	代償財産	財産評価額	代償分割時の時価	課税価格
弟（代償財産の交付を受けた者）	500万円	×（800万円	／ 1000万円）	= 400万円
	財産評価額	代償財産	財産評価額	時価
兄（代償財産の交付をした者）	800万円 -	[500万円×（800万円／1000万円）]		= 400万円

4.判断

4.判断

4.1法令解釈等について

(遺留分減殺請求に基づき弁償すべき額が確定した場合の相続税の課税価額の計算について)

- ◆ 遺産の現物返還に代わるものであるから相続人についてはその金額を相続により取得したことになり、相続税の課税財産となると解する。
- ◆ しかし、相続税法22条は相続または遺贈により取得した財産の価格は取得の時ににおける時価と規定しているものの、遺留分減殺請求が行われ価格弁償がなされた時の課税価格の計算方法には規定がない。
- ◆ この場合、原則通り相続開始時の時価を基準に課税価格が算定されるべきである。
- ◆ とはいえ、相続開始時における相続税評価額と口頭弁論終結の時における価額が異なる場合には、相続人間の税負担の公平の見地から別途考慮の余地が認められる。
- ◆ 相法基通達11の2-10ただし書(2)調整計算直接は適用されないが同様に扱われる財産に該当すると解すべ

	相続税申告のための評価	代償金額の把握 (遺留分減殺請求含む)
評価基準日	相続時	弁償時
評価額	時価(財産評価基本通達)	時価
遺留分減殺請求確定後 代償分割を行った場合	・相続税法基本通達と同様の取扱 ・時価(財産評価基本通達)	

4.判断

4.判断

4.2認定事実

H19.10.4	本件包括承継者 → 請求人 内容証明郵便にて、本件包括承継者が主張する価額に基づき算定すれば、請求人の遺留分相当額（各11,002,778円及び4,098,334円 合計15,101,112円）を通知 別表4順号1～4 各不動産 17/72 別表4順号5～6 各不動産 1/6
H19.10.5	本件包括承継者 → 請求人 金11,002,778円及び金4,098,334円 合計15,101,112円 価格弁償として請求人の代理人である弁護士名義の口座に振り込んで支払った。
H19.10.9	請求人の代理人である弁護士 → 本件包括承継者 各振込手数料840円を差し引いた金11,001,938円及び金4,097,494円 合計15,099,432円を振込送金した。
H19.11.14	本件包括承継者 → 請求人 上記金員の送付先を国際スピード郵便（H19.11.15発送）により照会したが、 H19.12.14同郵便は配達されなかった。
H20.7.30	15,101,112円を各不動産の遺留分に相当する金銭として弁済のための供託をした。
H22.8.10	本件包括承継者 上記供託金を取り戻した。

4.判断

4.判断

4.2認定事実

H22.11.3	本件包括承継者は、本件訴訟にてH22.11.3付第15準備書面にて、裁判所が定めた価額により民法第1041条<遺留分権利者に対する価額による弁償>に基づき価額弁償すると主張
H22.12頃	訴訟の過程において、両当事者の主張する額に基づき、遺産の評価及び遺産分割割合等について試算された。 試算の過程においては、本件既払金は計算の対象外
	本件和解の内容、本件第一次和解から変更された点の一つは、 本件第一次相続及び本件相続に係る遺留分に対する代償として支払うとした56,445,623円の同各相続への振り分けについてであり、 本件和解条項の1項：第一次相続に関して1,844,975円（56,445,623円の1/3.06） 2項：本件相続に関して3,800,648円（56,445,623円の2.06/3.06） 合計金員の支払日H22.9.13
	本件和解の内容に関して、 請求人が取得した本件各持分は、請求人及び本件包括承継者がそれぞれ主張した第一次相続及び本件相続に係る遺留分侵害額から、裁判所が各財産への割付率を算定し、その平均により定められた。
	請求人の当審判所に対する答述によれば、請求人は本件各土地持分を価額弁償として取得したと認識していた。

4.3あてはめ

◆争点イについて

A 本件各土地の取得原因について（請求人が本件各土地をいかなる原因で取得したのかについて）
（現物返還か価額弁償か + 紛争の性質、内容、経緯を考慮）

- 本件和解の文言からは、本件各土地持分を現物返還によって請求人が取得したものと解釈することはできない。
 - ✓「遺留分に対する代償として」
 - ✓仮に現物返還であるとすれば、単に『持分確認及び所有権移転登記手続きをする内容』となるはず。
 - ✓現物返還を受けた場合には、その取得は割合的持分になるはず。

4.3あてはめ

◆争点イについて

B 本件和解に至る経緯について

- 本件和解は価額弁償を内容とするものと認めるのが相当である。

(本件訴訟前 交渉過程)

✓ 本件包括承継者 → 承継人 価額弁償の意思表示と弁済の提供

(本件訴訟の提起後)

✓ 本件包括承継者が価額弁償の主張を行い、遺産の評価や割り付けについてのやりとりがなされたうえで、本件和解が成立。

(問題) 価額弁償は現物返還に代わる金銭債権

本件のように不動産が譲渡されることが価額弁償といえるか否か



民法482条に規定する“代物弁済”の要件を満たす

∴ 価額弁償金の代物弁済であるとみることができる

4.3あてはめ

◆争点イに対する判断

本件各土地持分は、価額弁償により取得（現物返還で取得していない）したものであると認められることから、相続税法基本通達11の2-10の定めが直接には適用されないが、同様に扱われる財産に該当すると解すべき。

4.3あてはめ

◆争点口について

A 調整計算を行うための一定の要件

価額弁償の額が

- ① 価額弁償の対象となった財産が特定され決定されていること
- ② 価額弁償の対象となった財産の価額弁償の時に通常の取引価額を基として決定されていること

※価額弁償の対象となった財産：遺留分算定の基礎財産

B 以上を前提に上記の要件が本件において満たされているか

- ① の要件について 満たされていない
∵基礎財産である本件包括承継者の特別受益の事実や金額について、請求人と包括承継者との間で合意が形成された事実は認められない。
- ② の要件について 満たされていない
∵本件被相続人の遺産である不動産の評価額は、請求人と本件包括承継者との間の合意により、通常の取引価額で決定された事実は認められない。

4.判断

4.判断

4.3あてはめ

◆争点口について

以上により、調整計算を行うことはできず、本件各土地持分の評価については、**相続開始の時にける価額**により相続税の課税価格を計算するのが相当である。

4.3あてはめ

◆小括

- 本件各土地持分は、請求人の本件相続の相続人としての権利に基づき本件被相続人の財産から取得したものであり、相続により取得した財産として課税対象となる。
- 本件**相続開始の時点における価額**により課税価格が算定されるべき。
相続税法基本通達11の2-10ただし書（2）に定められた調整計算を適用して計算すべきではない（要件が認められないため。）。

4.判断

4.4本件決定処分について

◆以上により、本件相続税の請求人の納付すべき税額を計算

- 別表5「審判所認定額」欄記載のとおり
- 本件決定処分に係る金額を下回る

∴本件決定処分、その一部を別紙1「取消額等計算書」のとおり取り消すべきである。

(補足)

包括承継者	→	更正の請求	→	×	→	相続税	予定より	↑
遺留分権利者						相続税	結果として	↓

4.5その他の部分について

- ◆原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。
よって、主文のとおり（原処分の一部を別紙1「取消額計算書」のとおり取り消す。） 裁決する。

本日のフィードバックをお願いします！

匿名でお一人1コ（特にご批判歓迎^^）

おつかれさまでした

懇親会へ行きましょう！